

議案第54号

基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

基山町体育施設の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2 基山町総合体育館の項町内居住者の欄中「830円」を「840円」に改め、同項町外居住者の欄中「1,660円」を「1,680円」に改め、同項町内居住者の欄中「410円」を「420円」に改め、同項町外居住者の欄中「820円」を「840円」に改め、同項町内居住者の欄中「220円」を「320円」に改め、同項町外居住者の欄中「440円」を「640円」に改め、同項町内居住者の欄中「1,350円」を「1,650円」に改め、同項町外居住者の欄中「2,700円」を「3,300円」に改め、同項町内居住者の欄中「670円」を「830円」に改め、同項町外居住者の欄中「1,340円」を「1,660円」に改め、同項町内居住者の欄中「330円」を「420円」に改め、同項町外居住者の欄中「660円」を「840円」に改め、同項町内居住者の欄中「200円」を「300円」に改め、同項町外居住者の欄中「400円」を「600円」に改め、同項町内居住者の欄中「2,000円」を「3,000円」に改め、同項町外居住者の欄中「4,000円」を「6,000円」に改め、同表基山町総合公園多目的運動場の項町内居住者の欄中「210円」を「220円」に改め、同項町外居住者の欄中「420円」を「440円」に改め、同項町内居住者の欄中「140円」を「150円」に改め、同項町外居住者の欄中「280円」を「300円」に改め、同表基山町営球場の項町内居住者の欄中「300円」を「400円」に改め、同項町外居住者の欄中「600円」を「800円」に改め、同項町内居住者の欄中「150円」を「200円」に改め、同項町外居住者の欄中「300円」を「400円」に改め、同表基山町営テニスコートの項中

「

1面	100円／時間	200円／時間
----	---------	---------

を

全面	900円／時間	1,800円／時間
1面	150円／時間	300円／時間

に改める。

別表第3全面の項中「2,000円」を「2,180円」に改め、同表1／2面の項中「1,000円」を「1,090円」に改め、同表1／3面の項中「750円」を「870円」に改める。

別表第4基山町総合体育館の項中

アリーナ	8,830円／時間
会議室	300円／時間

を

アリーナ	10,290円／時間	
会議室	300円／時間	
武道場	全面	3,340円／時間
	1／2面	1,670円／時間
	1／4面	840円／時間

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用料について適用し、同日前に許可した使用料については、なお従前の例による。

提案理由

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町体育施設の使用料見直しに伴い、基山町体育施設の設置及び管理に関する条例を改正する必要がある。

令和二年十二月十一日原案可決